

平成 30 年 5 月 17 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16934

研究課題名(和文) 公的年金制度における所得要件の正当性と限界性

研究課題名(英文) The legitimacy and limit of income conditions in the pension systems

研究代表者

高 さやか (Dake, Sayaka)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：00302646

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、公的年金における所得要件の意義について、受給と加入の両側面について検討を行った。受給における所得要件は、保険原理からの乖離を意味するが、経済学の知見によれば、所得格差の縮減により社会的厚生を向上させるという積極的な意義があることが明らかとなった。また、第3号被保険者を例に、加入における所得要件の意義についても検討した。そこでは、所得要件を満たした低所得者を、保険料負担の面で優遇しつつ社会保険で包摂することには、社会的排除を防止するという観点から積極的に評価しうる面があることが明らかとなった。本研究では、自己決定の尊重との調整のため、就労疎外要因に応じた対象者の分節化を提示した。

研究成果の概要(英文)：This research project has conducted some research into the significance of income conditions in the pension systems. Through this research, we have found out that the conditions of eligible pension income, which mean a departure from insurance principle, is important to improve social welfare, according to some economic studies. This research project has found out also that it is significant, from the aspect of prevention of social exclusion, to include low income bracket in public pension systems by means of exemption from insurance premium. In order to harmonize prevention of social exclusion with respect for autonomy, we have proposed concentrating the objects of exemption on those who suffer obstacles to work.

研究分野：社会保障法

キーワード：社会保険 所得要件 社会的排除

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本を含め諸外国の社会保険は、保険原理によるリスク分散機能に加え、扶助原理に基づく高所得者から低所得者への垂直的所得再分配機能を持つことが多い。垂直的所得再分配機能を生じさせる仕組みとしては、所得に応じて保険料を決定する仕組みがその典型である。他方、近年の日本における社会保険をめぐる法改正の議論では、給付の局面でも垂直的所得再分配機能を強化する動きが見られる。とりわけ、公的年金制度については、従来より老齢厚生年金については、賃金額に応じた支給停止制度（在職老齢年金制度）があったが、現在では、老齢基礎年金についても高所得者には国庫負担部分についての支給調整（支給停止）案が議論の俎上に載せられている。

(2) 確かに財政的制約があるなかでは、社会保険においても給付を必要性の高い者（低所得者）に集中させるのが合理的なのだろうが、こうした垂直的所得再分配（扶助原理）の強化は保険原理からのさらなる乖離を意味する。学説では、扶助原理による保険原理の侵食における限界を分析するため、規範的な社会保険論の必要性が唱えられており、本研究は、こうした社会保険の中の所得要件がいかなる正当性や限界をもつものであるかという疑問を背景としていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の第1の目的は、フランス法を対象とした比較法的考察も取り入れながら、社会保険における垂直的所得再分配の正当性と限界性についての規範的な分析を行うことである。その際、上述のような近年の社会保険における動きと、公的年金制度を中心に分析してきた研究代表者の従来の実績に照らして、本研究では社会保険方式による公的年金制度における所得要件（一定額以上の所得がある と年金額が減額される仕組み）の正当性と限界性を主に研究する。

(2) こうした規範的観点からの考察は、具体的な制度設計の際に理念的な素地を提供するという重要な意義をもつが、他方で、制度の輪郭を示すのみで、具体的な拠出や給付の仕組みについての議論に直結しにくいという面がある。そうしたことから、社会保険における垂直的所得再分配のあり方、とりわけ本研究が着目する公的年金制度における所得要件についての具体的な制度設計を視野に入れた場合、規範論とは異なる視点で分析する必要がある。そこで本研究の第2の目的は、規範論とは異なる視点による社会保険の分析、具体的には、経済学の知見への参照である。

(3) 以上の基本目的をもとに、具体的には以下の点を明らかにする。日本とフランスの公的年金制度でどのような所得要件が

課されているかを整理し、そうした所得要件が採用されている理由を、立法過程を追いながら明らかにする。社会保険における所得再分配のあり方全般にも視野を拡大しながら、そのような所得要件がどのように正当化されるのか、あるいは保険原理との関係でどのような緊張関係をはらんでいるのかを析出する。公的年金制度における所得要件の正当性と限界性についての経済学による分析を理解し明らかにする。経済学への参照により得られる正当性あるいは限界性に関する知見を踏まえ、具体的な法制度を検討する際に、克服すべき法的課題や配慮すべき法原理等を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、3年の計画で実施した。平成27年度には、日本とフランスの公的年金制度における所得要件の現状と根拠を、立法時の議論を踏まえて考察するとともに、次年度以降に本格的に行う規範的分析の下準備となる資料収集・分析等を行った。また、公的年金の所得要件に関する経済学の知見を把握した。

(2) 平成28年度には、所得要件がもたらす社会的厚生の上昇に関する経済学の研究成果を参照した。また、現在の社会保険を取り巻く状況を踏まえ、社会保険の適用の場面も含めた垂直的所得再分配全般に視野を広げて、所得要件によって社会保険が果たしている機能について検討した。

(3) 平成29年度には、これまでの研究を踏まえ、所得要件の意義と、それと衝突する理念との調整を図るため、具体的な制度設計のあり方について検討した。

(4) これらの研究は、主に資料収集とその分析によって遂行したが、必要に応じて日仏の研究者との交流、学会への出席や研究会での報告と議論を通じて実施した。

4. 研究成果

(1) 平成27年度においては、まず日本の公的年金制度における所得要件を概観した上で、フランスの老齢年金と遺族年金における所得要件についても検討し、その意義について分析した。こうした分析を通じて、それぞれの年金を支える理念が必ずしも一貫性をもつものではなく、制度の度重なる改正により多面性を持つに至り、それにより所得要件の正当性にも揺らぎが生じていることが明らかとなった。具体的には、日本の老齢厚生年金において退職要件が削除されても賃金を理由とした支給停止が維持された点や、フランスの遺族年金にて離婚配偶者への受給権を認めて一種の財産権の保護が与えられた一方で、所得要件が維持された点等である。

また、本研究は主に公的年金制度を対象としているが、同様に社会保険制度を採用している医療と介護において近年導入されている所得要件の意義についても考察した。そこでは、所得による自己負担割合の引き上げという形で、所得による給付制限がなされる一方、拠出においては所得に応じた負担が求められることから、保険原理からの二重の逆行現象が明らかとなった。このように所得要件による保険原理からの乖離は社会保険に広く見られ、近年強化されているが、年金と医療・介護とでその正当性について違いがある可能性を把握した。

他方で、所得要件を伴う在職老齢年金制度についての経済学での分析を検討した。経済学においては、就労抑制効果に着目した実証的研究が多く、同制度における数次の改正が就労抑制効果を減少させているとの評価が与えられている。したがって、ここで注目した経済学の研究では、所得要件に積極的な意義を認めるものではなかったが、諸改正により合理性が高まっていると評価されている点があった。

(2) 平成 28 年度には、まず、効率性だけでなく公平性の観点も重視した経済学の研究に着目し、高所得者の所得の増加により所得格差が拡大したときに社会的厚生が低下するとの理論的な結論は、人々が個人レベルのリスク回避の気持ちを持っているという前提だけでは説明できず、人々が所得格差を回避する気持ちを持っているという前提があって初めて説明可能との知見を得た。本研究では、こうした経済学の知見にしたがい、社会保険給付に所得要件を設け、高所得者への給付水準を低下させることには、単に制度の財政的負担の軽減という意義だけでなく、所得格差の縮減により社会的厚生を向上させるというより積極的な意義をも見いだせるとの新たな視点を導くことができた。こうした社会的厚生というマクロ的視点は、個々の権利義務に着目する法律学では必ずしも用いられない視点であり、所得要件の正当性についての複眼的分析を可能とするものとして重要であろう。

他方で、同年度には、社会保険を取り巻く他の社会保障制度の近年の動向を追うことで、社会保険の果たすべき役割やそこで実現すべき再分配についても検討を行った。具体的には、生活困窮者自立支援法をはじめとした、社会的被排除者への相談支援等の仕組みの整備は、従来の社会保険が社会的排除に対するセーフティネットとして十分機能してこなかったことを露呈したものともいえる。本研究では、社会的排除の防止の重要性という新たな視点に基づき、社会保険に低所得者をも積極的に包摂し、高所得者との間での所得再分配を機能させることの意義を再検討した。

また、同年度には、比較法研究として、フ

ランスの年金制度における所得要件についても検討した。とりわけ、フランスの遺族年金における扶養要件から所得要件への変遷を追うことで、所得要件の正当性は給付の目的・機能や社会状況の変化に大きく依存することを明らかにした。

(3) 平成 29 年度には、これまでの研究を踏まえて、改めて社会保険の果たすべき役割やそこで実現すべき再分配について検討を行った。そこでは、前年度の研究で得られた「社会的排除の防止」という新たな視点に基づき、社会保険に低所得者を積極的に包摂して所得再分配を機能させることの意義を再発見した。また、給付における所得要件だけでなく、社会的排除の解消や所得格差の縮減を目的とした低所得者の社会保険への包摂という、適用面での所得要件にも視野を広げて検討を行った。具体的には第 3 号被保険者制度を例に、自己決定の尊重と社会的排除の防止との調整のため、就労疎外要因に応じた対象者の分節化という方向性を提示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

嵩さやか、社会保障制度における緻密性と簡明性の相克、週刊社会保障、査読無し、2964 号、2018、28 - 29

嵩さやか、日本における失業者・非正規労働者の社会的包摂 - 近年の政策展開を中心に、社会保障法研究、査読無し、7 号、2017、45 - 60

嵩さやか、社会保障行政における費用負担、法律時報、査読無し、1095 号、2016、37 - 43

嵩さやか、共働き化社会における社会保障制度のあり方、日本労働研究雑誌、査読無し、689 号、2017、51 - 61

[学会発表](計 1 件)

嵩さやか、公的年金制度におけるジェンダー格差解消政策のあり方 - 公的年金制度におけるあるべき再分配の模索、ジェンダー法学会、2017

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高 さやか (DAKE, Sayaka)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00302646

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()